

令和5年度第3回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	1 会長・副会長の選出について 2 茅ヶ崎市市民活動推進委員会の運営について 3 市民活動推進補助制度の見直しについて 4 協働の推進に向けた取組の方向性について
日時	令和5年9月20日（水）10時00分から12時15分
場所	市役所本庁舎4階 会議室2
出席者氏名	山口敦史 藤間英里 坂田美保子 市川歩 菅野敦 船山福憲 雫石剛 若林英俊 WEB会議により出席 山田修嗣 事務局4名市民自治推進課 三浦課長、小西課長補佐、服部副主査、柿澤主任
欠席者	紀伊智裕
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者数	1人

○事務局

それでは、第3回市民活動推進委員会を開催させていただきます。

本日でございますが、傍聴希望の方にお入りいただいております。

傍聴の方につきましては傍聴の決まりに従って傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

本日委員1名の欠席でございますので、委員会としては9名の委員にお集まりいただきました。

茅ヶ崎市民活動推進委員会規則の第5条第2項で規定しております委員会開催のための定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

次に本日使用する資料の確認をさせていただきます。

資料は事前に皆さまに送付しております。

まず、令和5年度第3回茅ヶ崎市市民活動推進委員会次第。

資料1、市民活動推進委員会委員名簿。

資料2、茅ヶ崎市市民活動推進委員会議事録作成例。

資料3、市民活動推進補助制度の見直しについて。

資料4、令和6年度実施市民活動推進補助事業採択までのスケジュール。

資料5、協働の推進に向けた取り組みの方向性について。

参考資料1、茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則。

参考資料2、市民活動げんき基金積立一覧参考資料。

参考資料3、市民活動げんき基金補助制度補助実績。

そして参考資料4が、市民活動の推進に関する調査審議について（答申）。

また、市内の市民活動に関する情報提供といたしまして、市民活動サポートセンターのニューズレター等と、今回初めて本委員会にご出席いただく委員の皆さまには、令和5年度第1回市民活動推進委員会で市長より諮問させていただきました諮問書をお配りしております。

本委員会の皆さまにはこの諮問に基づいて、様々な審議をしていただくこととなりますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。

資料は以上でございます。過不足はございませんか。

それでは、議題に入って参りたいと思います。

議題1、委員長及び副委員長の選任についてでございます。

参考資料1 茅ヶ崎市市民活動推進委員会の規則をご覧ください。

こちらの第4条において、委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の相互により定めると規定されてございます。

まず、本委員会の委員長の選出につきまして、皆さまからのご意見をいただきたいと思っております。委員長について、立候補推薦などのご意見があればご発言をお願いいたします。

雫石委員お願いします。

○雫石委員

委員長ですけれどもこれまで委員長を務めておられました山田委員に引き続き委員長を務めてもらいたいと思いますけれどもどうでしょうか。

○事務局

ご発声ありがとうございます。

ただいま山田委員が推薦されましたが皆さまいかがでしょうか。

山田委員、皆さまからご推薦いただいておりますがお引き受けいただけますか。

○山田委員

承知いたしました。

○事務局

ありがとうございます。

それでは山田委員に委員長に就任していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

続いて、副委員長も互選によりお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○山田委員長

市民活動に関するご経験をお持ちということで坂田委員にお願いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

ご推薦ありましたが坂田委員よろしいでしょうか。

○坂田委員

はい。委員長の補佐ということでとても重責で緊張しておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日山田委員はオンラインでございますので、坂田委員に副委員長の札をお持ちさせていただきます。しばらくお待ちください。

ではこの後の議事に関しましては山田委員長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山田委員長

この活動と一緒に盛り上げ、素敵な委員会活動になりますように私も尽力させていただきますと思います。どうぞ皆さまのご協力よろしくお願いいたします。

それでは議題に進みたいと思います。

議題 2、茅ヶ崎市市民活動推進委員会の運営についてです。

まず事務局からの説明を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題 2 市民活動推進委員会の運営についてご説明いたします。

2 点ございまして、まず、本委員会の公開と傍聴希望者の入室についてでございます。本委員会は原則公開での開催となり、審議事項によって必要がある場合は非公開で開催することができる事となっております。このことから、委員会の冒頭で公開または非公開とすることを確認させていただきます。また、公開での開催の際には、傍聴希望者がいる場合には委員会開催前に入室をいただいております。

次に議事録についてでございます。

資料 2 茅ヶ崎市市民活動推進委員会議事録作成例をお手元に御用意ください。

資料 2 茅ヶ崎市市民活動推進委員会議事録作成例は、令和 5 年度、今年度の第 1 回市民活動推進委員会の議事録の冒頭を一部編集した作成例になります。

附属機関の運営にあたっては、審議の経過等が明確となるよう議事録を作成することとなっております。このことから、本委員会委員、事務局等の発言は発言者の氏名と発言内容を記載した形で議事録を作成したいと考えております。5 ページを御覧ください。

一方で、公開プレゼンや実施報告会での提案団体の発表部分については、資料にありますとおり、省略した形で作成したいと考えております。

作成しました議事録は出席されている委員の皆さまに御確認いただいたのち、庁内での決裁を経て市ホームページ及び市役所 1 階の市政情報コーナーで公開いたします。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山田委員長

それでは今 2 件の提案がありました。

委員会の運営に関することでしたが、ご質問がありましたらお尋ねいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

まず、傍聴の仕組みですけれども、何かご質問ありましたでしょうか。

よろしいですか。

続いて議事録作成の方法についても、今の説明についてご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは議題2の委員会の運営につきましては、事務局の提案通り進めて参りたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、議題3、市民活動推進補助制度の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題3 市民活動推進補助制度の見直しについて、ご説明いたします。

資料3 市民活動推進補助制度の見直しについてを御覧ください。

本議題では、市民活動推進補助制度の見直し点について、委員の皆さまから御意見をいただきたいと考えております。いただきましたご意見を踏まえ事務局で募集要項を作成し、次回第4回委員会で確認・確定をしていきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、1見直しの目的にありますとおり、本委員会委員やちがさき市民活動サポートセンター等からいただいた御意見等を令和6年度実施市民活動推進補助事業の募集要項等に反映することを目的として一部見直しをしたいと考えております。

具体的な見直しの案についてご説明いたします。2 現制度の課題・指摘事項とその対応を御覧ください。

まず、募集要項について、制度の狙いや対象とする事業に関する記載を見直したいと考えております。

理由としましては、事業採択後の変更申請が多いこと。団体から補助事業開始後に、制度についてもう少し理解しておく必要があったとの意見が出されることがあること。本委員会からの制度の目的を理解したうえで事業の企画ができるようになると良い。団体としてどのように成長してほしいのかを整理して募集要項に記載できないかといった御意見を踏まえ、事業を企画する際に、本制度の狙い等について意識してもらえよう記載方法を工夫したいと考えております。

次に、募集時期と団体要件についてです。まず、募集時期の変更点としてご説明いたします。

募集要項の配架開始ですが、現在の12月1日から1か月早め11月1日とし、制度説明会を11月10日頃に実施します。

12月中旬までに応募する意思があることを市に連絡することとしたいと思いま

す。この際、原則として、応募書類の全部もしくは一部を受け取ることを考えており、その後、1月の最終締め切りまでに最終版を提出していただくことを想定しています。

こちらの変更の理由としましては、制度説明会を実施後、令和5年度募集は令和4年12月9日から申請書締切までの期間が短く説明会、周知開始を早めるとよいのではないかと。応募〆切直前の新規案件について事業の精査が不十分となりやすいのではという御意見をいただいておりますのでこれらに対応できるよう変更したいと考えております。

次に、団体要件の変更点としては、新規の団体の設立要件を現在の翌年度4月1日から12月1日に変更したいと思っております。

理由としましては、活動を新たに始めると同時に申請する団体が増えており、そのような団体は組織づくりと事業の企画を同時に行うことが難しいと考えられる、という御意見をいただいておりますのでこれらに対応できるよう変更したいと考えております。

なお、既に団体を立ち上げている団体がステップアップ支援を受ける際の2年経過しているかの基準については、これまでどおり、補助を受ける年度、次年度、令和6年度実施分の募集で言いますと、令和6年4月1日時点で設立後2年を経過する団体がステップアップ支援の対象としたいと考えております。

次に、審査・評価についてです。

変更点は3つございまして、まず、今後の採択時のプレゼン及び実施報告会については、Zoomによる配信を実施することといたします。

これは、これまでの報告会等の中で、団体間の横の連携を深めることや、本制度をより多くの方に知ってもらうために、WEB配信等のアピールの仕組み、共有ツールの活用を考えてもらいたい。という意見をいただいておりますので、こちらに対応するための変更となります。

既に今年の6月に開催しました令和4年度実施市民活動推進補助事業の報告会で試行的に実施し、大きな問題もありませんでしたので、今後の公開プレゼン及び実施報告会をZoomにより配信したいと考えております。

次に、実施報告会の報告事項について、補助金が具体的にどう役立てられたのかという視点を盛り込むよう団体に周知するようにいたします。

これは、7月の評価会議の中で、実施した事業全般についてだけでなく、補助金が具体的にどう役立てられたのか報告をしてほしいとの御意見をいただいておりますので対応するものです。

各団体の報告書の作成にあたっては年度末が近くなってきたころに、個別に市民活動サポートセンターと支援を行っておりますので、その中で報告書を作成する際のポイントとしてお伝えすることを想定しています。

次に、本委員会での評価点数の取扱いについてでございます。

こちらも前回、7月の評価会議において、委員会として評価点数をつけるのであれば、団体にフィードバックすべきではないか、また評価点数を通知するのであれば、平均点があると参考になるといった御意見をいただいておりますので、今後、採択時及び報告時の各団体の評価点数及び平均点を団体に通知することとしたいと考えております。

最後に茅ヶ崎市市民活動推進基金に関することについてです。

参考資料2 市民活動げんき基金積立一覧と参考資料3 市民活動げんき基金補助制度補助実績を御覧ください。

本基金については、参考資料2にもありますとおり、市民の皆さまやふるさと納税による寄附と、基金を金融機関に預け入れることで得られる利子、前年度実施団体の不用額の返還金、また、寄附金と同額を市も積み立てるマッチングギフトによって積み立てをしてまいりました。しかしながら、マッチングギフトについては新型コロナウイルスの感染拡大に伴う財政状況の悪化等を受け令和4年度以降休止となっております。

基金残高は平成16年度の1,500万円から徐々に減少しており、令和4年度末時点で約756万円となっております。

次に参考資料3を御覧ください。参考資料3は平成25年度以降の本補助金の交付状況の資料となっております。

令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり申請数が一時的に減っておりますが、令和5年度は現在12件の申請をいただいております、今後申請数は回復するものと思われれます。

本制度を今後も継続的に実施していくためにも、基金残高を考慮し、令和6年度以降の予算額の引き下げについて検討していきたいとおります。

見直しに関する御説明は以上となりますが、最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。資料4 令和6年度実施市民活動推進補助事業採択までのスケジュールをお手元に御用意ください。

本日、第3回市民活動推進委員会で制度見直しの方向性につきまして御議論いただきますので、いただきました御意見を踏まえ修正しました募集要項を10月12日に開催します第4回市民活動推進委員会でお示しし、募集要項の確定をしてまいります。

この後は令和6年1月12日を最終締め切りとして募集・受付を行います。

その後、受け付けた企画書をプレゼン冊子として取りまとめ、委員の皆さまに郵送いたします。

本制度では、公開プレゼンに先立ち、企画書の内容について本委員会委員から提案団体に書面で事前質問をすることができることとしておりますので、プレゼン冊

子をご覧いただき、公開プレゼンの前に書面で質問をしたい事項を委員の皆さまからメール等でいただく予定です。

いただいた事前質問の案は、2月中旬に開催する第6回市民活動推進委員会で提案事業の確認をする際に調整し、調整した事前質問に対する回答を3月上旬ごろに委員の皆さまに御提供いたしますので、公開プレゼンの際の参考としてご活用ください。

3月16日の公開プレゼンでは、提案団体から企画事業についてプレゼン等をしていただき、委員の皆さまから評価をいただくこととなります。

その後、おおむね1週間以内に第8回市民活動推進委員会、評価会議を開催し、委員会としての採択相当、不採択相当とする事業を答申いただき、その結果を踏まえ3月29日、今年度内に、市として採択する事業を決定することとしてスケジュールを作成しております。

議題3に関する説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山田委員長

ご説明ありがとうございました。

委員の皆さんにおかれてはもろもろ確認をしたいこと等あるかと思えます。

特に新しい委員の皆さんにおかれては、今の説明はかなり呪文のようなキーワードが並んでいたと思います。わからないところなどありましたら、そもそもこの制度についてということでも結構ですので、ご質問等ありましたらお尋ねいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○山口委員

二つほど質問がございます。

まず1点目は、最初のページにあります団体の設立条件を12月1日にするというので、現状の4月1日より4ヶ月前倒しされている。それは、組織づくりと事業の企画を同時に行うことが難しいというのが理由になっているのですがけれども、私が現状をよく知らないの、質問することになってしまうかもしれないのですが、先ほどのお話ですと12月中旬までに応募する意思があるかどうかを表明するという事なので、12月1日に団体を設立して、12月中旬までに応募する、意思を表明するとなると、まだ重なっているのではないかという気が直感的にします。そこはこれまでの実績を考えると、この4ヶ月の前倒しでその負荷が軽減されるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

11月1日に募集要項を公表する場合、団体の設立要件を11月1日としてしまうと、これから市民活動を始めていきたいという団体向けにスタート支援という区分を設けているにも関わらず、活動のスタートに使えなくなってしまいます。これを避けるため、今回の見直しでは12月1日ということで提案をさせていただいております。

1年運用してみまして、実際まだ厳しいというところがありましたら、来年度以降また見直しを検討したいと考えております。

事務局の説明としては以上となります。

○山口委員

ありがとうございます。理解できました。

もう1点よろしいでしょうか。

市民活動推進基金に関して、補助総額の引き下げということで、出て行く方を減らして抑えようというのは分かりますけれども、何か増やしていく手だてがないと、どこかで予算が枯渇してしまうと思います。この点についてこれまでの議論や市で持っている考えはありますでしょうか。

○事務局

今山口委員がおっしゃられた通り、今までは寄附を積み立てるという形だったのですけれども、その寄附の中でも継続的な財源にできないかということで、一つは市民自治推進課で所管しているコミュニティセンターに自動販売機を設置する事業者にご協力いただきまして、売り上げの一部をご寄附いただくというような取り組みがございます。

また一部の事業者からある程度大口の寄附をいただけることもありまして、そういった事業者には継続的に市民活動推進補助制度を行っていることのご案内をしております。

ここ数年数十万円規模でご寄附をいただけるということもあり、また令和5年度は、企業版ふるさと納税制度を活用して、茅ヶ崎市の南側でゴルフ場を運営しておりますゴルフダイジェスト・オンラインという会社から、大口の寄附をいただきまして、補助の財源として活用させていただいております。

ですので、今おっしゃっていただきたできるだけ基金を増やす取り組みも進めてはいるのですが、そうは言っても参考資料1でお示ししている通り、全体としては減少傾向に歯どめがかからないので、今回補助の総額について変更できないかということでご提案をさせていただきました。

説明としては以上になります。

○山口委員

ありがとうございます。理解いたしました。
私から質問以上です。

○山田委員長

他にご質問ありましたらお尋ねください。

○若林委員

資料の3にありますように、募集要項に関するところの変更の理由に、ある意味この制度自体の課題が浮き彫りになってると拝見しました。

11月1日に募集要項を公開して、1月12日までに企画書の提出をお願いするということなのですが、事務局側でその間に提案団体とのヒアリングや窓口でのやりとりをどれくらいされているのか確認させてください。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

実際に提案団体とどれくらいヒアリングや対面での説明をされているかということですが、団体によってかなり数は変わるのですが、できる限り多くやりとりをするようにしております。

少なくとも各団体1回は、窓口等で実際に企画書等を複数人で確認しながらご説明をさせていただくことが多いです。

現状では12月の早い段階で企画書類を持ってきていただいた団体には、3回4回という形で、電話やオンラインも含めた様々な形でご説明をさせていただくことが多いです。

一方で、年を明けて初めて企画書類を持ってこられる団体もいらっしゃいますと、こちらについては、事業の根本のところからリテイクという形にしてしまいますと、とても提出期限に間に合わないため、その場で最低限制度として認められない部分をお伝えさせていただくとともに収支予算書のチェックのみをさせていただきまして、最終日までにご提出いただく形になります。ですので、どの団体も少なくとも2回は対面でお話をさせていただいております。

説明は以上となります。

○若林委員

ご説明ありがとうございます。

といいますのは、変更点が、記載内容を見直しますとあるのですけれども、おそ

らく記載内容を見直してもこの辺の課題はなかなか解決しないのではと思います。

最終的に諮問をこの委員会にしてしまえば委員会が決めるということではなく、まずは事務局側で丁寧に団体に説明をし、整理をしていただくことが必要だと思います。

その辺も踏まえて制度改正をしていただくことが必要だと思います。

以上です。

○山田委員長

他にご質問がありましたらお願いいたします。

○藤間委員

質問させていただきます。

私は子どもを育てるにあたり、様々なサークルを立ち上げたり、楽しいことは何でもやってみたいタイプなのですけれども、こういう茅ヶ崎市からスタートアップのときにお金をいただいて、サポートしていただきながら様々なことをできるということをおそらく多くの方が知らないと思います。

以前、号外ネットというWEBタウン誌をやっていて、その時に2万くらいビューが飛んだのですけれども、調べるといろいろなニュースがあるのに、わかりにくい文章とか、わかりにくいチラシとか硬い文章でわかりづらくなっていて、このような難しい表現だったら、きっと通らないと思って諦めてしまっている若いお母さんや、お年寄りの方、それこそ本当にやってみたいことがあるけれども挑戦してもどうせ通らないだろうと諦めてしまっている若い方がたくさんいると思うのです。

それこそ中学生高校生にとって、今はなかなか夢を持ちにくい世の中だと言われていて、子どもたちが既に現実を知ってしまっている。ネットとかでいろいろなことを知ってしまって、アイドルになりたいなんて絶対無理よとか、そう思ってしまっている節があるのですね。

私達はピンクレディー大好きで、もうみんながピンクレディーになれると思ってたのに、今の子どもたちはもうなれないと思ってしまっているような感じがあって、もっと挑戦しなよ、皆やってみようと言ってなかなか一歩が出ない。

でも、私はネットでニュース配信しているときに、茅ヶ崎にはこんな楽しいことがいっぱいあるからやってみたらいいじゃんというのをとても思って、それを文章にしてきたつもりなのです。

わかりやすい文章で、生きた言葉で伝えていけば、もっと多くの人ができると思うし、発信していけば、今の世の中SNS、もしくは紙の媒体がいい人、お年寄りの方などはチラシとか私チラシも配ったことあるのですけれども、一軒一軒チラシ配ったりとかして、見て、素敵なものがあれば、私もできるのではないかなと思うよ

うなことがあると思います。

公民館とかに置いてあるチラシを、私は参考にしてよくネットニュースを上げていたのですが、固いですよ。わかりにくいですよ。ホームページに飛ぶかと言ったら意外と飛ばない。

でも、ネットのウェブニュースだったらサイトにリンク付けしてあるので、飛ぶんですよ。みんな見るんです。

そうやって見てくれるとどんどん広がって、2万ビューも飛んでいました。

そうやって若い子たちは今横で繋がっているし、お年寄りの方も今どんどんネット社会に馴染んできて、スマホを使えないお年寄りの方が少なくなってきたと思うのですね。

私は先日の実施報告会に参考に伺ったのですが、一番にプレゼンされた方が、農家の方に頼んでもなかなか野菜をもらえなかったと言われたのですね。

でも、私はネットニュースを作る際に色々な方としゃべって、海の市場とか八百屋さんの方みなさんすごい楽しくて親切なのですよ。

そういう普段からつながれるような誰かがいないと繋がっていけないのではないかと、ここにもすごい人脈を持ってる方がたくさんいらっしゃると思うのですね。

私も教育委員会の方で知り合いがいたり、学校の先生や保育園、色々なサークル、ダンスサークルやられてる方とか、色々な楽しいことの窓口になれるかもしれない、つなげる役割になれるかもしれない人がおそらく、たくさんこの場にもいらっしゃると思うのです。そういう方たちと、もっともっと繋がって巻き込みながらいい活動になっていけると思うのですが、おそらく今のこの発信、このようなやり方だと届かない人がたくさんいると思うのです。

私もこの制度を知ってから、やりたいことをたくさん思いついていて、成人式のパネルボード、子どもたちが、写真を撮るところがなくてここでいいやってやっているじゃないですか。

でも後ろにパネルがあるところを茅ヶ崎のどこかで作ってあげたら、みんなそこで写真を撮れるのではないかなと。今の子に成人式に何しに行くのか聞いたら、みんなと写真を撮りたいから行くって言っていて、じゃあ後ろにパネル作って写真を撮れるところ作ってあげたいなと。一部の商業施設では毎年お花を飾って農家の方と一緒に協力して取り組まれているのですが、あれをもっと大掛かりにできたら、もっと成人式に行くのが楽しくなって集まるだけじゃなくて、みんなで顔合わせて、そこに学校の先生の黒板ボードとか1枚ずつ作ってもらったりしたら、先生の思いも伝わるし、その時これなくてもメッセージは伝わるし、この補助金であればできるのではないかなとか、色々なことが考えられて、その場で何かの啓発や、化粧品のサンプルを配ってもいいし、居酒屋のチラシを置いてもいいし、お酒の飲み方こうだよとか、こういうのは危険だからねというチラシを置くこともできるか

もと思うとすごく夢が広がると思います。

知らない方が残念ながら多分たくさんいるのだろうなと思うととてももったいないと思います。

私はいいいことに取り組みされている方をたくさん知っているのもっともっと知って欲しい。知って夢を形にして欲しいです。若い人たちに活躍の場所がすごいいっぱい出てきて欲しい。

そして、茅ヶ崎はすごい楽しいことやっているよねという新しいお手本が、一つ二つ三つといっぱいできれば、もっとみんなが笑顔になれることができる気がします。

タウンニュースの方もいらっしゃるしウェブデザイナーの方もいらっしゃって、地域で貢献されてる方がいっぱいいるということを知っていて、私たちも子どもたちも巻き込んで、楽しい大人がいるまちに住んでるの幸せだなんて思わせてあげたいです。

もっともっとわかりやすい文章でわかりやすい形で、ネット等で発信して、文書だけで読みにくいという方は、絵とか写真で、それこそ BENIRINGO さんのように、若い方も巻き込みながら挑戦をして多方面でやり方を変えながら広報できたらいいと思うのですけれど、どのように告知されるのか、今回改善することはありますか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

藤間委員ご指摘の通り市の広報に関しては形式的なものが多く、またすべての市民の方に届けることがうまくできていない現状は確かにあるかと思います。

今すぐにこの方法でということをお願いすることはなかなかできないのですが、ネットでの周知に関しましてはこれまでも市のホームページだけではなく、メール配信や、ツイッター、今のエックス等を活用した発信をさせていただくとともに、これまでに市民活動推進補助制度を使っていたいただいた団体さんから紹介をもらう口コミ等、様々な媒体を使った制度の周知に引続き力を入れていきたいと思えます。

また、茅ヶ崎市では市民活動サポートセンターという中間支援組織がありまして、こちらでは市内の市民活動を行われている団体が数多く登録されて様々な活動されている場があります。

このサポートセンターでも、普段の事業であつたり活動の相談を受ける中で、必要に応じてこの補助制度の周知をさせていただいたり、市の職員もサポートセンターに行かせていただいて、講座等をやらせていただく中で周知をさせていただいております。少しずつではあるのですが、多くの方に届くように周知をしているとこ

ろではございます。

今、わかりやすい、ネットの活用、写真というキーワードいただきましたので、検討させていただきたいと思います。

事務局の説明は以上となります。

○山田委員長

他にご質問よろしいでしょうか。

○船山委員

今のお話の流れで、ご参考にと思い発言するのですが、ご存知と思うのですが茅ヶ崎市とタウンニュースでは、ちがすきという情報サイト、移住促進サイトを作っておりまして、市の職員の方と一緒に、まちづくりをしている方々に取材をして記事を書いていますので、もし募集をされる直前などに、広報シティプロモーション課にこういう活動している人、若い方を紹介してくれる記事書いてくれないかをお願いできると思います。そういった形で進めていただくと、サイトの閲覧数も多いですので、茅ヶ崎の若い方は特にそういった情報を得ようと読んでもらっていますので、ぜひご参考にさせていただけたらと思います。

○山田委員長

その他にはよろしいでしょうか。

今ご提示くださったすべての質問や意見は、これまでの委員会の議論ですとか、考え方もかなり関係してくるところです。委員会のこれまでのながれをご紹介申し上げます。

この委員会は実働部隊ではなく、様々な仕組みや制度のつなぎ役になるという役割が大きいものになります。

自治体の作る仕組み、制度を市民の方、或いは市内に在住在勤、関係する方に支援が届くようにする、それをどのように支えていくのかが議論の主題になっています。

その観点で言いますと、この市民活動推進補助制度の前回までの議論の最大の論点は、誰にどのように支援するかという部分で、これはかなり悩んだところがありました。

それはどういう意味かと申しますと、この制度は個人ではなくて、団体を作って育てるというのが、今の茅ヶ崎に必要なという理念に基づいて作られた制度だということです。

その意味で言いますと、サポートのお金は個人に向けて支払われるわけではなくて、その活動を通して、団体の成長や発展を大きく期待するという制度上の理念が

ありました。そこで、そのための補助金が団体に届き、その補助金で団体そのものが組織的に成長発展することをいかに支えていくのかという議論をして参りました。

その点でいきますと、先ほどのような個人の思いをどこまで支えることができるかということについては、常々問題になっています。

それから活動をどのように盛り上げてもらうかということについても、適切にお金を使ってもらうことについてはかなり悩んできました。

さらに、あえて三つ目のポイントを申し上げると、市民の活躍を期待するのはもちろんなのですが、市のお金、従来は税金が充当されていたマッチングギフト方式で、寄附だけではなくて税金が充当されていたというところもありまして、このようなお金をどのような市民の活動団体に届け使っていただくのかというところも、選定において非常に調整が難しいところがありました。

今までの委員会では、最適なバランスの中で考えていこうとするときに、やはり個人ではなく組織、それから、活動ではなく団体の成長、それから、他の財団等の持っているお金ではなく市のお金という点に配慮してきました。そこで、市民活動補助制度のあり方については、その枠組みを乖離してまで補助の仕組みを緩やかにしていくことについてはばかられるため、あくまでも市の仕組み、自治体の資金として、きちんと枠組みを維持していこうといったところがありました。

この委員会がそこまで気にしなくてもいいのではないかというご意見もあるのですが、そういうことを踏まえて、今回は変更の提案の中で、制度のねらいや対象をさらに明確にする意図があります。自治体の補助金であることをきちんと理解してもらった上で、団体の成長に使ってもらうことができないかという議論の経緯があります。

これが1点目の募集要項に関する背景になっています。

次に募集時期や団体要件に関することもここに連動しております。ここも個人ではなく、団体を作ってもらって活動を支えていくという考えから、この補助金は団体に使っていただきたいという意味があります。

ですので、団体の要件をきちんと定めていただいた上で、補助金を配分していく制度として、さらに拡充できないかどうか、これが募集時期や団体要件に関することでした。

それから資料の裏面、項番3の審査評価に関しても、今申し上げたポイントから考えますと、やはり厳正な評価基準に基づいて、団体のやりたいことや成長のもくろみをきちんと委員会としては評価すべきです。そして、その団体の成長にどのようにこの補助金が役立つのか、その可能性について委員会はどのように評価するか、これをきちんと委員会で議論し、提案団体にお届けする。また、実施報告会の発表に対してリプライをしっかりと返していく。こうしたやりとりを通じて委員会

と補助を得た団体の対話、コミュニケーションのチャンネルが増えることで、さらに団体の発展が期待できればなお委員会として幸いです。

こういった理念と背景に基づいて議論をしてきたという経過がありました。

今ご指摘いただいた補助金の総額の引き下げの検討についても同様に、成長に向けた団体活動についても、既に事務局でいろいろ調べてくださっています。補助金が大体何割くらいの割合で、団体活動の中で充当され、それが活動とどう繋がっているのかということを検討した結果、もう少し資金ウエイトを引き下げる形で、団体自身の工夫や成長も伴走支援でサポートする。お金は少し減らすけれども、別の形で、団体の成長発展を盛り上げられるような形であれば、資金の引き下げや、補助割合の低下があっても、この補助金の本来の役割にマッチするのではないかという、事務局側の意図も含まれています。この辺はなかなか短い時間で十分にご説明するのは難しいのですけれども、そういったもろもろのプロセスとか経過があったというところについてまずは説明として申し上げた方がいいと感じております。

こうしたところを少し俯瞰的にとらえた上で、次の第4回の委員会の中で、改めて事務局から例えば引き下げはこのくらいにすべきではないかという提案があったときに、この委員会の中で、その引き下げは妥当であるとか、或いは現状に留めておいたほうが団体の成長には繋がるのではないかという意見がありましたら、もう一度議論できればいいのではないかと思ったところがあります。

それから若林委員のおっしゃるようなきめ細かい団体との接点づくり。これも、従来からの委員会では、伴走支援の拡充を事務局がある程度していただければ、このような変更の可能性が有りますという議論でした。つまり、当委員会としては、事務局とサポートセンターに団体との接点づくりや伴走支援についてお願いしてきた経緯もあります。この点は引き続き可能な限りの伴走支援をお願いしていくことは提案してもいいかと感じたところでした。

それから藤間委員の窓口やネット活用、わかりやすい表現、こちらについても従来の委員会でもよくよく議論してきました。

例えばでき上がってくる冊子や、説明資料について、もう少しわかりやすい方法でといったお願いです。また、最近よく自治体で採用されているナッジ理論が、茅ヶ崎でもよく使われるようになりました。少し人の思いや活動をこづいてくすぐって、そちらの方向に向かわせていくということで、茅ヶ崎は実は研究会を開いて、職員が、資料づくりに検討されたり実際には活用されたりという経過がありました。そういうことを少しずつ採用しながら、様々な工夫が行われています。これを市民に向けて発表しますという提案の資料が出てきた際に、ここをこのようにもつと変えると、わかりやすくなるのではないのでしょうかという意見交換をこの委員会ですることが、先ほどの藤間委員の答えになっているという気がしています。

つまり、事務局が作ったものを、さらに委員会も吟味検討してわかりやすい資料

に練り上げるという役割です。そういう役割を委員会が引き受けていくということであれば、船山委員が最後にご指摘くださった通り、こういう資料でこういうことだったならば、私の身近にこのような情報発信の方がいるので、そこでこのように情報発信にうまくつなげていけばもっと市民に届く情報になるということを次の第4回委員会で意見交換し、相互理解を深めながら、事務局に提案としてお返しできると思います。今日のところを踏まえつつ、事務局には、次のたたき台となる資料をご用意いただいて、今日皆さんのご発言の観点で、次の委員会の中で意見交換できるというのではないかと感じました。

以上ですが、これらの説明は、委員の皆さんの意見をとめてくださいとか、理解した上でご発言くださいということではありません。ぜひ引き続き、自由な皆さんの発想で意見交換をしていこうと思います。さらにこの補助制度のあり方、骨格や、方向性について議論していく、そのようなところをイメージしていただいた上で引き続き意見交換できればと思っております。

再度この見直しについて、委員の皆さんから指摘ですとか、質問の回答を受けて、こういったことで考えるべきだというポイントがもしもありましたら、ご発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは今の皆さんのご指摘をもう一度順番に沿って確認しますと、まず第一番の前提条件と、2番の1、募集要項に関することについては、課題解決に向けては団体との接点づくりが大切であるので、資料とともに、よりきめ細かい伴走支援、団体との接点づくりを行う、これが1番目のポイントでした。

次に、団体の募集時期と団体要件については、基本的には早めることについて大きな問題はないかもしれませんが、引き続き団体が適切に活動できるように見極め、それからサポート開始の見極めをお願いするという部分がポイントだったかと思えます。

また、さらに募集の時期や募集について、市民活動団体の皆さんの手元に届くようなわかりやすく、楽しく諦めが発生しないような工夫を引き続き考えてください。

あわせて、そういった参加したい、関わりたいと思っている人が連携できるような窓口や接点づくりの工夫も併せて検討すると良いのではないのでしょうかということだったと思います。

そして裏面に移りまして、補助金の引き下げについては、もう少し慎重な検討が必要かもしれない。そこで、これは次の提案に基づいて改めて第4回の委員会で、引き下げの是非と引き下げのありようについて議論する。加えて、財源をふやす提案についても、さらにアイデアやヒントがあれば議論していくということで意見交換がなされたと思えました。

それでは最後に資料3の内容について、この見直しの方針そのものについてはご異議ありますでしょうか。

唯一大きなポイントとしては、財源不足についてです。財源を増やす方法は検討した上で引き下げも考えたいというところは、若干の再検討の余地は含まれています。方針そのものについてももしもご異議ありましたらご発言ください。

よろしいですか。

それでは、もしご意見がなければ一旦この提案に基づいて、市民活動げんき基金補助制度の募集要項案を作ってください、次回さらにその議論をしていきたいと思っております。

資料4につきましても、このスケジュールで進めていただきたいと思います。

それでは議題4、協働の推進に向けた取り組みの方向性について、こちらは審議事項です。まずは、事務局からのご説明をお願いします。

○事務局

それでは、議題4 協働の推進に向けた取組の方向性についてについて、ご説明いたします。

資料5 協働の推進に向けた取組の方向性についてをお手元に御用意ください。

協働につきましては、協働推進事業の廃止後、多様な主体のマッチングを充実させる新制度の検討を行って参りました。

そこで、本日は、マッチングを充実させる取り組みの方向性について事務局の考えを御説明し、委員の皆さまから御意見をいただいたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2ページをご覧ください。

まず、スケジュール感について御説明いたします。本日は委員改選後最初の委員会でもありますので、これまでの経緯・議論について振り返りと取組の方向性について委員の皆さまから意見をいただきたいと考えております。

その後、本日いただいた御意見を踏まえ、11月頃に庁内会議で取組を具体化し、12月の第5回の本委員会で具体化した取組に対する意見をいただくことを想定しています。

なお、職員研修等既に実施しております取り組みもありますが、いただきました御意見を踏まえ見直しをしていきたいと考えております。

それでは3ページを御覧ください。3ページから14ページまでに茅ヶ崎市での協働に関するこれまでの経緯を簡単にまとめております。

時系列としては茅ヶ崎市市民活動推進条例の施行が一番最初になるのですが、平成22年に施行しております茅ヶ崎市自治基本条例が現在の茅ヶ崎市における自治の基本となる条例ですので、まず茅ヶ崎市自治基本条例について御説明したいと思

います。

4 ページを御覧ください。

茅ヶ崎市自治基本条例は茅ヶ崎市の自治を推進するために必要となる基本的な考え方や仕組みを定める条例であり、協働についても第26条で定義をしております。

第26条では、市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めること、市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めることを定めています。

次に5ページを御覧ください。平成17年に施行しました茅ヶ崎市市民活動推進条例では、市民活動の推進に関する基本理念や施策の基本事項を定めております。

この条例では、協働を市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいうと定めており、資料6ページ、市の施策にありますとおり、市は、市民活動を推進するため、次に掲げる7つの施策に務めることとしています。

先ほど、御審議いただきました市民活動推進補助制度も、この第8条を具現化するための1施策となります。

続きまして7ページを御覧ください。

第9条、協働事業についてです。内容に関する御説明は割愛させていただきますが、本市で市及び市民活動団体が協働して事業を実施する際の原則を定めており、後程ご説明させていただく職員向けのガイドラインの整備や、定期的な職員研修の実施といった取組を行っております。

続きまして8ページを御覧ください。

平成19年から協働の主要な施策として実施しておりました協働推進事業について御説明します。協働は市と市民活動団体等が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することであり、その具体的な手法として、事業協力や共催、後援などがあり、協働推進事業はそういった手法の一つとして実施していたもので、平成19年度以降、56事業を実施しています。この協働推進事業は行政提案型と市民提案型があり、それぞれが事業テーマを提示・設定し、2年間一緒に事業を行うパートナーを募集する制度となっておりました。

しかしながら、9ページにもありますとおり、2年経過後の事業の継続率が低く、年々実施件数が減っていること、また財政状況の変化などを踏まえ令和元年に事業を廃止し、協働を推進するための新制度について検討を開始しました。その際、協働推進事業を除いた多様な協働、つまり、後援や共催、事業協力の件数が着

実に増えていることから、市と市民活動団体等とのマッチングを充実させる新事業の導入の検討に取り組むこととしました。

この多様な主体とのマッチングに向けた検討にあたっては当時の本委員会でも御議論をいただいております、その際にいただいた答申が10、11ページでございます。また、参考資料4 市民活動の推進に関する調査審議について答申がその際の写しであります。

次に令和3年4月に策定しました茅ヶ崎市の新総合計画について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

現在の茅ヶ崎市総合計画は2021年から2030年までの10年間を計画期間としており、茅ヶ崎市の目指す将来の都市像として笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち 茅ヶ崎を掲げております。

続きまして資料の13ページを御覧ください。

茅ヶ崎市総合計画では、茅ヶ崎市の目指す将来の都市像を実現するため7つの政策目標を掲げており、それぞれに関連するSDGsの目標も併せて表示しています。

茅ヶ崎市ではこの全ての政策目標に17パートナーシップで目標を達成しように関連するSDGsとして位置付けて、また、資料14ページの行政運営の基本姿勢では、スライドの右側になりますが、市民との関係の深化、市民との双方向のコミュニケーションと市民が力を発揮できる社会の構築を位置づけています。

このように、現在の総合計画においてもまちづくりの様々な分野において協働を押し進めていく立場をとっています。

以上、これまでの経緯を踏まえた協働の推進に係る取組の方向性について御説明いたします。

当初、新制度については、協働推進事業に代わる1つの制度を検討していましたが、協働の手法は後援や事業協力、共催など様々であり、協働を行う者同士がお互いの目的やできること、得意なことを話し合ったうえで、決めていただくことが重要になると考えました。

よって、今後の取組としては、市を含めた多様な主体との接点を増やし、お互いを知る機会や場を増やすことで協働の推進に取り組んでいきたいと考えております。

それでは資料の15ページを御覧ください。

まず最初の方向性として、サポートセンターとの連携をこれまで以上に図っていきたくて考えております。サポートセンターはこれまでも市民活動団体の中間支援施設として、様々な役割を担っていただいておりますが、今後は双方向性の取組となるよう、職員の積極的な活用を図っていきたくて考えております。具体的な方法として、現在考えているものは、サポートセンターでの講座の講師として職員を派

遣することや、職員研修としてサポートセンターでの勤務を体験していただくことなどを考えております。

次に資料の16ページを御覧ください。

市民活動団体等との関係構築の推進であります。

市民自治推進課では、げんき基金補助事業実施団体の事業内容について詳しく把握することができ、連絡を取る機会も多いこと、また団体数も例年10団体前後ありますので、げんき基金補助事業実施団体をメインに庁内との関係づくりの支援に取り組みたいと考えております。

次に資料の17ページを御覧ください。

職員研修については、これまでも新採用職員研修を継続して実施してきましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から研修を行うことができませんでした。

新総合計画にもありますとおり、全ての分野で協働を推進することが必要であることから、メリットや効果、意義、必要性を職員一人一人が理解できるよう、階層別研修や外部講師による研修等に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、資料の18ページを御覧ください。

協働のガイドラインにつきましては、令和4年3月に改訂をしておりますが、職員からは具体的な話し合いのポイントや事前に取り決めるべき項目などがあると良いといった声が寄せられております。

これを踏まえ、チェックシートや事例集といったものを作成し、ガイドラインの補強をしていきたいと考えております。

冒頭でもご説明しましたが、本日は取り組みの方向性について、事務局の考えをお示しさせていただきました。今後取り組みを具体化していくうえで、検討すべきことなど御意見をいただきたいと思いますと考えております。

議題4についてのご説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山田委員長

それでは今の資料5の説明につきましてご質問があればどうぞお願いします。

○山口委員

まず、その協働が推進された暁のありたい姿、目指す形がどういうものなのか簡単に説明いただきたい。私がイメージする協働はどんどん推進されることで、活性化されて様々な団体との活動が迅速に効果的に行われるというものだと思っているのですけれども。

また、サポートセンターとの連携や、職員研修の実施というのは、一旦方向性が

決まったら今後継続的にずっと行われる仕組みになるのか、その2点を質問させていただきたいと思います。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

まず協働を推進していくことによって目指すべき姿についてご質問いただきました。協働は様々な分野で行われているものですので、具体的なものではないですが、茅ヶ崎市では、自治基本条例等でもうたわれておりますとおり、自分たちのまちのことは自分たちで決めていくということがあります。

そういった意味で、自分たちの関わりたいことをやっていただきながら、ただ自分たちだけではできないことを、市や他の団体、NPOもしくは企業等様々な繋がりができることによってやりたいことができるようになる、地域課題がなくなっていく、市としては、市民サービスが市民活動団体の得意とすることが発揮されることによって、より多くの市民の皆さまに提供されるようになると思っております。

二つ目のサポートセンターとの連携や職員研修が継続されるかということなのですが、これまでも何らかの形で研修は続けてきてはおりますが、先ほどお話しさせていただいた双方向性や、より多くの職員に伝わり理解していただけるよう今後も継続して実施していきたいと考えております。

説明は以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。

続いて、ご質問があればお願いします。

そうしましたら今、審議事項ですので、ポイントはスライドの15から18までに掲げられている協働の推進に係る取り組みの方向性の1から4まで、こちらの内容について、ご異議やご意見があれば、ぜひご提示いただきたいと思います。

今のご質問に基づいて、サポートセンターとの連携はぜひ続けていただき、それから職員研修の継続的な実施もぜひお願いしたいといった趣旨が山口委員からもご質問の中に含まれていたと思います。こちらは委員会の意見として期待しておくところになろうかと思えます。

それ以外に何か指摘事項がありましたらお願いいたします。

○若林委員

いかに市民と行政をうまくマッチングさせて、協働を推進していくのかということになるわけなのですが、まず一つ、行政側の対応についてなのですが、市の内部で協働疲れみたいなものが以前あって、協働事業を受けることによっ

て非常に煩雑な事務が増え、業務が膨大になっていくという実態があったのではないかと印象があります。

その辺の改善もしていかなければいけないのでしようけれども、それをどういう形で、というのはシステムチックにやらなければいけないのですけれど、もう一つ協働というものに対する職員の理解を改めて進めなければいけないと思います。

研修にもあるのですけれども、見る限りでは新採用職員研修や監督職研修とあるのですけれども、私は、管理職も改めて今一度本市の協働なるものがどういう方向にあるべきなのかということを通理理解としてしていただきたいと思います。

これはとても大事なことであって、やはり管理監督職、部長も含めて、本当にこの協働事業を進めていくのだということであるならば推進役として立ち回っていただかないとうまくいかないのではないかと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

委員ご指摘の通り、以前実施していましたが協働推進事業につきましては、2年間一緒に事業をするという枠組みがありましたので、やり方がある程度固定されているような形があったのかと思います。

その点につきましては先ほどもお話しさせていただいた通り協働というのはそれぞれできること、得意なことがありますので、どういう形でやるのかお互いの役割分担をどうするのかという事前の調整や話し合いの場というものをもっと大切にしていく必要があると思いますので、そういったことができる、どちらかに一方的に負担が乗ってしまって、別々にやった方が実は効率的だったみたいなことになってしまうと協働で取り組む理由がなくなってしまうので、お互いの得意を生かせるような形で事業ができるように市民自治推進課でサポートの仕方を検討して参りたいと思います。

次に職員の理解を進めるということで、管理職に対する研修も一つ考える必要があると思います。ご指摘を踏まえ、できることを確認して参りたいと思います。

説明は以上となります。

○若林委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それで、事業推進のあり方、事業のあり方自体を検討しなければならないということになるわけですので、市民自治推進課だけでは駄目だと思います。

当然のことだと思うのですけれども、企画政策部、行政改革関係の分野とタッグを組んで事業のあり方自体を見直すというスタンスの中で検討をしないとこの事業は良い形にならないと私は思います。

どうぞお願いします。

○事務局

今ご指摘いただきました庁内の連携につきましては、市民自治推進課が協働を進めるために市民参加協働調整会議という茅ヶ崎市の各部局の庶務担当課がすべて入った会議体を持っておりますので、そこで事業の理解や進め方については確認をして、庁内全体で協働が進められるように取り組んでいきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山田委員長

他にご質問よろしいでしょうか。

○坂田委員

今の若林委員からのお話を聞いて、私はその現場にいる者として非常に実感をしているところでして、実際に現場で動いている市の職員、協働に対して勉強したいと思っている職員がたくさんいらっしゃるのですが、行かなくていいよと指示をする管理職が実際にいらっしゃいます。

そういうところを見ると、本当に市民自治推進課が一生懸命やろうと思っても、なかなか進まないという現実がありますね。

それから協働事業に参画してくださっている職員の声を聞くと、やはりやってみないとわからないよねということをよくおっしゃるのです。

一緒にやって初めてお互いを理解するということがあるので、机上で議論しているだけではなかなか理解しにくいのではないかと思います。

行政にとってみれば、思いの塊のような市民活動団体は、重たいし面倒くさいという感想もあるかと思えますし、市民団体からしてみると、制度だとか文字面のてにをはのチェックばかりされて頭にくる、というように、そこは一緒にやっていくことでしか理解ができないというところも現実としてあると思えます。

それから協働のあり方として事業協力や後援など様々なパターンが当然あるのですが、あまりそういうところを重視していくと一緒に取り組むという姿勢が薄れていってしまうような気がします。

事業協力や後援だったらその方が楽だと、それを協働と呼ぶのかどうかということも、本来の協働のあり方というものについてはもう少し議論していきたいと個人的には思っているところです。

以上です。

○山田委員長

事務局としては答えにくいところはあるかもしれませんが何かありますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

耳の痛いところもいろいろありますが、何かやらないと進まないので、できることから一歩ずつ進められるよう制度も見直していきたいと思います。

○山口委員

私はさっきありがたい姿を伺ったのは、やらなくてもいいのではないかと思ったりもしたのですね。

今の様なお話聞くと、やはりあった方がいいのか、それともなくても誰も困らないのか、それでもまちは良くなっていくのかとか、その辺も含めて議論するということまで立ち返る必要はないのかとも感じました。

以上です。

○山田委員長

山口委員のご意見は答えにくいところではありますが、世界的に見るとということでお話しすると、自治体のこうした協働の動きは、キーワードでいうと補完性とか補完性原則という形で、自治体にとってはやらなければならないことという認識の中で進んでいます。

その点で言うと、むしろこちらがこれからの補完性原則をきちんと作っていくところが、今求められているところだと感じています。あえて、事務局にお願いするとすれば、市民参加協働調整会議等の場を有効活用していただいて、ぜひこうした協働の新しい取り組みの方向性にしがって進んでいく情報をきちんと蓄積し、それをさらなる情報化、ヒントにできるように変えていただいて、その中で、取り組みのあり方を踏まえた茅ヶ崎版の協働の仕組みを今後整備していく時期に当たっていると思います。

そういったところを少し射程に含んでいただきつつ、取り組みを進めていただくのがいいのではないかと思います。

○市川委員

今の山田委員長のお話も含めてなのですけれど、協働推進事業という枠が現状はない状況ではありますが、私個人の意見、経験というところでいくと、本当に協働推進事業をやらせていただいたことが財産になってると思うのです。

結果として事業が最終的に継続できなかったというケースもありましたし、担当課の方とうまくいかなかったとか、様々なことがあったのですけれども、やはり市

の職員の方と、お互いに組織対組織ではあるのですけれども、個人としてその事業を自分ごと化する、その協働の結果ではなくて協働のプロセスというところを一緒に踏むというのがすごく大事なことだったと思うのです。

やはり協働事業をさせていただいた後、その職員の方と個人的なネットワークができたりだとか、別のことでご相談をさせていただいたりだとか、逆にご相談いただいたりだとかということもありますし、そうすると協働したからこそその関係ができて上がって、その後のまちづくりをお互い違った視点でまた違う形での協働ということにもなり得るかとも思いますので、本当にさきほど坂田委員もおっしゃってましたけれども、面倒くさいというのも否めないところではもちろんありますし、お金が絡んでくるところもありますし、企画書を変えたり、それこそ3月の年度末の忙しいときとお互いになるのですけれども、報告書を出したりとかというのが、なかなか慣れてない市民の方たちからすると非常に難しかったり面倒であったりしましたが、やはりそのプロセスがすごく必要とされてる部分ではないのかと、個人的な意見になってしまいますがそう感じています。

以上です。

○山田委員長

協働の推進については、ディスカッションのところが大きなポイントになるので、そこについてきちんと把握しつつ、この取り組みの方向性を前進させていくというご指摘ではなかったかと思います。

確認ですがスライドの内容については、大きく問題になるようなご指摘はなかったかと思うので、今出たような協働のプロセスが、市民にとっても非常に大きな財産になるというところを情報蓄積のあり方であるとか或いは庁内研修ですとか、市民向けの情報提供等で徹底していただきつつ、この取り組みの方向性については皆さんご了解いただいたということだと思います。

委員の皆さんどうでしょうか。もしご異議あればご指摘いただきたいと思えます。

では、以上の指摘事項を添えて、この内容については事務局案に同意させていただきました。

皆さんご議論ありがとうございました。

そうしましたら予定されていた議題はこれで終了になります。

事務局からその他で連絡事項がありますか。

○事務局

今後、第4回、第5回委員会の日程を詰めていくことになりますので、皆さまにおかれましては、引き続き日程調整にご協力をいただきたいと思えます。

事務局からは以上となります。

○山田委員長

他の皆さまから何かご指摘、ご質問ご意見はありますでしょうか。

○坂田委員

私自身も平塚市民活動センターを運営している団体なので、茅ヶ崎のサポートセンターの力というのは非常に大事なものだと思います。

委員の皆さんが茅ヶ崎のサポセンがどう動いていて、どのようにフォローアップしてくださっているのか具体的な支援の方法など情報提供いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○山田委員長

事務局からお願いします。

○事務局

本日も参考資料でニューズレターや、企画事業のチラシを配布させていただきました。

市民活動サポートセンターについては指定管理制度という制度で運営をしております。

現行の指定管理者による管理が令和7年度までになりまして、また8年度から5年間の新たな管理者を募集していくという形になります。

指定管理者を募集する段階で、指定管理者にどういうことを求めるのか、どういう募集要項を作るのかについては、令和6年度から検討していきたいと考えております。

その中でもサポセンについて知っていただく機会を設けるですとか、これからのサポセンに求める役割についてこの委員会でご議論いただきたいと思います。

○山田委員長

他にご質問よろしいですか。

それでは議題がその他も含めて終了いたしました。

改選1回目からこのように議論が盛り上がり大変素晴らしいことだと思います。

皆様のご発言、ご意見、ご質問には本当に感謝申し上げます。

ご協力どうもありがとうございました。

以上をもちまして第3回の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。